

空き家・空き室でお困りの賃貸住宅を

セーフティネット住宅

に登録しませんか？

家主
向け



セーフティネット住宅とは

住宅にお困りの方の入居を受け入れる住宅として、国の制度に基づき登録する住宅です。

登録するメリット ①

専用WEBサイト『セーフティネット住宅情報提供システム』を通して、広く周知できます。

登録するメリット ②

国や市から経済的な支援を受けることができます。

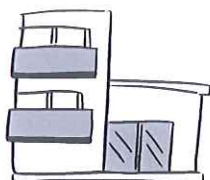
セーフティネット住宅
制度のイメージ

空き住戸だけでなく、
入居中の住戸も登録できます。

※登録の際には、住宅にお困りの方の範囲を限定することが可能です。
(例えば、「高齢者を受け入れる」、「子育て世帯を受け入れる」など)

- 高齢者
- 子育て世帯
- 障がい者
- 外国人
- 低額所得者(政令月収15万8千円以下)など






登録住宅

住宅にお困りの方を受け入れる住宅

登録制度について

登録手続き ・専用ホームページより電子申請

登録基準 ・住戸の床面積が25㎡以上
・耐震性を有する など

セーフティネット住宅情報提供システム 

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



さらに、専用住宅として登録すると、補助を受けることができます



専用住宅

住宅にお困りの方のみ入居可能な住宅

神戸市子育て支援セーフティネット住宅家賃補助制度

※予算額に達すると終了します。

家賃補助額 1.5万円/月 最大3年間


● 契約家賃60,000円の場合

入居者負担額 45,000円

家賃補助額
15,000円

▲ 入居者の家賃負担額が安くなり、入居促進に繋がります。

要件 ・子育て世帯を含む住宅にお困りの方のみが入居できる専用住宅として登録する

神戸市 子育て支援セーフティネット 

https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/shinkonportal/kosodateshien_sn.html



子育て世帯の入居者が見つからない場合は、家賃補助付き住宅の登録をやめることで、家賃補助の対象でない方を入居させることが可能です。(再登録も可能です)



国による改修工事の補助があります

- **補助対象工事等** 間取り変更・耐震改修・バリアフリー改修工事・居住のために最低限必要と認められた工事等
- **補助率・補助限度額** 国1/3、補助限度額50万円/戸(一部工事は100万円/戸)
- **その他主要要件** 住宅にお困りの方だけが入居できる専用住宅として10年以上管理すること。家賃を62,300円以下とすること。

補助改修工事に関するお問い合わせ先 スマートウェルネス住宅等推進事業室(国土交通省)
メールアドレス:snj@swrc.co.jp/Fax:03-6268-9029

セーフティネット住宅 改修費補助  <http://snj-sw.jp/>



掲載している情報は2021年12月現在のものです

詳しくはWEBサイト又はこちらまでお問合せください

神戸市建築住宅局 政策課(神戸市居住支援協議会事務局)

TEL.078-595-6503 / FAX. 078-595-6660